

講座指定申請前のチェックリスト《一般教育訓練》 ～ パンフレット確認前に必ずチェックしましょう ～

指定申請を希望する講座について、以下の項目に「いいえ」と回答したものが一つでもある場合は、原則として指定を受けられません。(ただし、*を付した項目は、一部例外があります。)

詳細はHPに掲載の『教育訓練給付制度(一般教育訓練)の講座指定を希望される方へ(教育訓練施設向けパンフレット)』を必ず確認してください。

チェック項目	チェック欄	教育訓練施設向け パンフレット 参照頁
＜教育訓練実施者として満たすべき要件＞		
教育訓練実施者が、法人格を有している。*	はい ・ いいえ	p.8
教育訓練実施者が、教育訓練事業を1営業年度以上実施している。	はい ・ いいえ	p.8
教育訓練実施者が、受講者に対して修了証明書や領収書など給付手続に必要な書類について適正な証明・発行を行うことができる。	はい ・ いいえ	p.11-12
＜指定を希望する教育訓練(講座)に関する要件＞		
(教育訓練目標、講座の実施体制等について)		
一般教育訓練給付指定講座資格コード表に記載のある資格・試験等を目標としている。*	はい ・ いいえ	p.12-14
【参考】一般教育訓練の対象講座指定要件 ①公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ②①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの(民間職業資格の取得を訓練目標とするもの)		
民間機関等が実施する試験については、訓練効果の客観的な測定が可能で、受講修了者の知識・技能の習得度の客観的把握を適切に行い得る評価制度が設けられている。	はい ・ いいえ	p.15-16
修了認定基準が具体的に定められており、受講希望者に周知されている。	はい ・ いいえ	p.18-19
教育訓練を本人が受講し、修了するものであることを確実に確認でき、目標とする資格等の受験率や合格率等を適切に把握するとともに、訓練効果を検証する体制が整備されている。	はい ・ いいえ	p.18-20
自社や特定の団体等に限らず広く労働者一般を対象とした講座である。	はい ・ いいえ	p.22-23
教育訓練経費が、全ての受講者に必須のもので必要最小限のものであり、入学料及び受講料の合計が、20,005円以上である。	はい ・ いいえ	p23-24

(教育訓練(講座)に求められる実績について)		
[新規・再指定共通]		
指定希望手続を行う日から遡って1年以内に、当該講座の修了者が1人以上いる。(ただし、修士・博士、公的資格の養成課程での新規指定を申請する場合は、修了者が0人でも可。)	はい ・ いいえ	p.21
資格取得実績について、受験率が50%以上、合格率が当該資格試験の全国平均合格率の80%以上である。*	はい ・ いいえ	p.21-22
[再指定のみ]		
前回指定適用日から再指定希望手続きの受付開始日の属する月の翌月の末日までに、一般教育訓練給付の支給実績がある。(ただし、修士・博士、公的資格の養成課程については指定適用日から再指定希望手続を行う前日までに当該講座の修了者が1人以上いることで足る。)	はい ・ いいえ	p.21

(訓練期間・時間について)		
[通学制講座の場合]		
修士・博士、公的資格の養成課程以外: 訓練期間が1か月以上1年以内、訓練時間が50時間以上である。 修士・博士、公的資格の養成課程: 訓練期間が3年以内である。	はい ・ いいえ	p.16-17
[通信制講座の場合]		
修士・博士、公的資格の養成課程以外: 訓練期間が3か月以上1年以内である。 修士・博士、公的資格の養成課程: 訓練期間が3年以内である。	はい ・ いいえ	p.16-17

☆養成課程とは、国又は地方公共団体の認可書・指定を受けて実施される、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格試験の一部免除になる課程のことをいいます。